

被扶養者認定に必要な提出書類一覧

2024年2月改定

	必要提出書類	別居でも認定対象となる続柄						同居が条件の続柄				
		配偶者 (内縁含)	子 (養子含)			父母・ 兄弟・ 祖父母	弟妹・孫		義父母	左記以外 3親等内		書類入手先
			出生	18 歳 未満	18 歳 以上		18 歳 未満	18 歳 以上		18 歳 未満	18 歳 以上	
基本書類	被扶養者（異動）届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	当組合HP	
	被扶養者に関する申告	○		○	○	○	○	○	○	○	当組合HP	
	生計維持申立書	△	△	△	△	○	○	○	○	○	当組合HP	
	所得証明・課税(非課税)証明書 原本 ※18歳以上の子が学生の場合は不要	○			○	○		○	○		市区町村	
	健康保険資格喪失証明書 原本 (国民健康保険に加入している場合は被保険者証コピー)	○		○	○	○	○	○	○	○	以前の勤務先	
	同居している方 住民票の写し 原本 (世帯全員,続柄記載あり,直近3ヶ月以内に発行,本籍省略可)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市区町村	
	別居している方	戸籍謄本 原本 (住民票で続柄が確認できない場合)	○	○	○	○	○	○	認定不可			市区町村
		毎月の生活費の仕送り額が確認できる書類のコピー ※子の通学と単身赴任による別居は不要 (直近3ヶ月分の振込先・振込元・送金額が明記された金融機関取扱書類)	○			○	○					○
	学生の方	学生証のコピー又は在学証明書 原本	○			○	○		○		○	就学先
	共働きの配偶者がいる場合	配偶者の直近3ヶ月分の給与明細書のコピー又は給与支払額に関する証明書	△	○	○	○	○	○	○	○	○	市区町村や勤務先

下記に該当する方は必要

1年以内に退職	雇用保険あり	失業給付未受給又は受給延長予定	①離職票1・2のコピー ②失業給付受給に関する誓約書	○								①以前の勤務先 ②当組合HP	
		失業給付終了	支給終了印が押された雇用保険受給資格者証のコピー (両面)	○			○	○		○	○	ハローワーク	
	雇用保険未加入	離職票交付なし	雇用保険資格喪失確認通知書のコピー									○	以前の勤務先
			雇用保険未加入であったことが記載された退職証明書 原本										○
		結婚により扶養開始となる方	婚姻届受理証明書 原本	○								市区町村	
		パート等の収入がある方	直近3ヶ月分の給与明細書のコピー又は給与支払額に関する証明書 (勤務先印のあるもの)	○			○	○		○	○	○	現在の勤務先
		パート等の収入減による申請	勤務状況に関する申出書兼誓約書	○			○	○		○	○	○	当組合HP
		年金受給者の方	直近の年金裁定通知書のコピー又は年金改定通知書のコピー	○			○	○		○	○	○	年金事務所
		事業収入,不動産収入のある方	確定申告書 (収支内訳書又は青色決算報告書を含む) のコピー	○			○	○		○	○	○	税務署
		事業を廃止した方	個人事業廃業届のコピー	○			○	○		○	○	○	税務署
		障害者の方	障害者手帳のコピー	○			○	○		○	○	○	市区町村

注) △はその時々ケースにより、必要となります。

注) 必要に応じて、他の書類をご提出いただく場合がございます。